

# 事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】

(ダイオキシン類対策)

環境管理局ダイオキシン対策室、同大気環境課、  
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、同産業廃棄物課、  
環境保健部環境リスク評価室、  
水環境部・企画課、同水環境管理課、同土壌環境課、同地下水・地盤環境室、  
総合環境政策局総務課環境調査研修所

(農薬の環境リスク対策)

水環境部農薬環境管理室

(化学物質の審査・規制等)

環境保健部化学物質審査室

【評価責任者】

(ダイオキシン類対策)

ダイオキシン対策室長 須藤欣一、  
大気環境課長 関荘一郎、廃棄物対策課長 由田秀人、  
産業廃棄物課長 森谷賢、  
環境リスク評価室長 三宅智、  
水環境部企画課長 柏木順二、  
水環境管理課長 安藤茂、  
土壌環境課長 太田進、  
地下水・地盤環境室長 志々目友博、  
環境調査研修所所長 松本省蔵

(農薬の環境リスク対策)

農薬環境管理室長 早川泰弘

(化学物質の審査・規制等)

化学物質審査室長 樽林茂夫

## 施策名、施策の概要及び予算額

施策名	I - 7 - ( 2 ) 環境リスクの管理
施策の概要	化学物質による環境リスクを管理するため、ダイオキシン類対策特別措置法、農薬取締法及び化学物質審査規制法に基づき必要な規制等を行う。
予算額	68,902,652千円

**目標・指標、及び目標の達成状況**

目 標	ダイオキシン類及び農薬を含む化学物質による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。
達成状況	ダイオキシン類については排出削減目標、環境基準達成率、一日摂取量の観点からの目標の達成状況は概ね良好である。 農薬及びその他の化学物質については、法に基づく規制等を着実に実施するとともに、制度改正を行うことにより、生態系保全を視野に入れた対策が可能になったところであり、制度の実施のための準備を進めた。

下位目標 1	ダイオキシン類について排出総量を平成 14 年度末までに平成 9 年比約 9 割削減、維持する。環境基準の達成率を 100%にする。また、一日摂取量を耐容一日摂取量以下に維持する。					
指 標	H12年度		H13年度	H14年度	目標値	H - 年度
ダイオキシン類排出総量削減率 (H9年比)	68-69% (H12年)		75% (H13年)	88% (H14年)		約 9 割 (H14年度末)
ダイオキシン類に係る環境基準達成率	大気	98.9%	99.2%	99.7%		100% (可及的速やかに)
	公共用水域水質	96.1%	97.9%	97.2%		100% (可及的速やかに)
	公共用水域底質	-	-	97.6%		100% (可及的速やかに)
	地下水質	100%	100%	99.9%		100% (可及的速やかに)
	土壌	99.9%	99.9%	100%		100% (可及的速やかに)
対策着手率 底質	-		-	-		100% (汚染発覚後速やかに)
対策完了率 底質	-		-	-		100%
1人当たりの一日摂取量	1.45pg-TEQ/ kg/日	1.68pg-TEQ / kg/日	1.53pg-TEQ / kg/日			4pg-TEQ/ kg/日
達成状況	ダイオキシン類の排出総量は、平成 14 年において、平成 9 年と比べて、約 88%削減。また、ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「ダイオキシン法」という。)の常時監視等の環境調査結果では、概ね環境基準に適合している。					

	<p>平均的な1人当たり一日の摂取量は、T D I（耐容一日摂取量：生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量）と比較しても低くなっている。</p> <p>ダイオキシン法に基づく土壌汚染対策地域の指定は、平成15年度までで2地域が指定されている。</p>
--	---

下位目標2	新たな水産動植物に係る登録保留基準を速やかに設定する。				
指 標	H12年度	H13年度	H14年度	目標値	H19年度
新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定農薬数		-	-		100%
達成状況	平成15年度は、平成14年度に改正した水産動植物に係る登録保留基準の平成17年4月からの円滑な施行に向け、試験法等について調査及び検討を行った。				

下位目標3	化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質の審査を行うとともに、既存化学物質の点検を計画的に進める。また、生態系の保全を視野に入れた化学物質の審査・規制制度を導入する。				
指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H16年度
文献調査により既存化学物質点検を行った化学物質数（累積）	5種	11種	11種		51種
達成状況	<p>化学物質審査規制法に基づき、厚生労働省及び経済産業省とともに、平成15年に新規化学物質362件の届出に対し審査を実施し、うち44物質を同法に基づく指定化学物質と判定した。</p> <p>既存化学物質11物質について、毒性に関する文献を整理した。</p> <p>化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制制度を導入するとともに、環境中への放出可能性を考慮した、一層効果的かつ効率的な措置等を講じることを内容とした化学物質審査規制法改正法が平成15年5月に国会で成立し、平成16年4月1日から施行することとした。</p>				

### 評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>下位目標1：ダイオキシン類対策</p> <p>・平成11年に、埼玉県所沢市のダイオキシン汚染報道等を契機に、国民の間にダイオキシン問題への不安や懸念が急速に拡大し、抜本的対策が求められることとなった。</p> <p>・このため政府は、平成11年2月にダイオキシン対策関係閣僚会議を設置し、総合的かつ計画的なダイオキシン対策の具体的指針として、ダイオキシン対策推進基本指針を策定するとともに、ダイオキシン法が制定された以降</p>
-----	--

は、予算措置も含めて所要の施策を強力に推進してきた。

・ダイオキシン類対策においては、事業者自身の発生源対策だけでなく、国や自治体による常時監視や各種の調査研究、技術開発など、官民挙げて総合的に取り組むことが重要である。

#### 下位目標 2：農薬の環境リスク対策

・農薬は、生理活性を有する化学物質を広範な開放系で使用するものであることから、多様な媒体を通じて不特定多数の人の健康と生態系の両者にリスクを及ぼす可能性を持ったものである。

・病虫害防除のための資材として多数の農薬メーカーが製造販売している商品であることから、その使用に伴うリスクが許容範囲内であるとの客観的な評価と、それに基づく適切なリスク管理措置については、国において講じる必要がある。

#### 下位目標 3：化学物質の審査・規制等

・化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境への悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。

#### 【有効性】(達成された効果等)

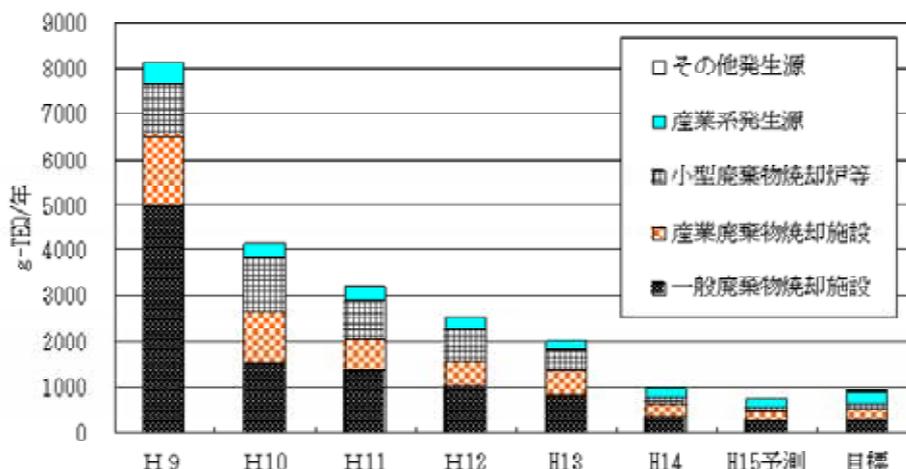
##### 下位目標 1：ダイオキシン類対策

・ダイオキシン類の排出総量は、平成 14 年において、平成 9 年と比べて約 88%削減された。

・ダイオキシン法の常時監視等の環境調査結果では、環境の汚染状況は改善される傾向にあり、平成 14 年度において概ね環境基準に適合等、排出総量及び環境の汚染状況において著しく改善が図られており、一部地域で環境基準を超える汚染が判明したものの、今般のダイオキシン類対策は極めて有効であったと考えている。

・その結果、以下のように排出総量及び環境の汚染状況において著しく改善が図られている。

図 ダイオキシン類の排出総量の推移



下位目標 2 : 農薬の環境リスク対策

・平成 15 年度は水産動植物に係る改正登録保留基準の 17 年 4 月の施行に向け、試験法及びモニタリング法について調査及び検討を行い、これらの概略を定めた。

・この結果、各農薬の基準設定に必要となる試験成績を作成するための方法が明確になり、登録申請者が試験に着手することが可能になるとともに、行政当局が申請者から提出された試験成績をもとに登録保留基準値を設定する評価法が明確になった。

・これらの取組は登録保留基準設定に不可欠であり、目標の達成に有効であると考えられる。

下位目標 3 : 化学物質の審査・規制等

・平成 15 年度には、新規化学物質の審査及び既存化学物質の点検を着実に進めるとともに、化学物質審査規制法改正法が平成 15 年 5 月に成立したことから、改正法の施行に必要な政省令、通知等を整備した。

・改正法により、化学物質の動植物へのリスクが低減されるとともに、環境中への放出可能性を考慮した、一層効果的かつ効率的な措置等を講じることが可能となる。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

下位目標 1 : ダイオキシン類対策

・環境省のダイオキシン類対策に係る予算(公共分を除く。)は、平成 13 年度約 55 億円、平成 14 年度約 48 億円、平成 15 年度約 44 億円で推移してきた。公共分については、当初補正合わせて平成 13 年度 1,869 億円、平成 14 年度 1,013 億円、平成 15 年度 639 億円となっている。

これらの予算措置の他、税制上、金融上の措置が講じられており、総合的に対策を実施した。

下位目標 2：農薬の環境リスク対策

- ・農薬については、登録申請者たる農薬メーカーにおいて毒性・残留性試験等が行われ、その結果を用いてリスク評価を行っている。
- ・新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定に当たっては、高いリスクが懸念される農薬についてはより詳細な試験を課すティア制を導入している。
- ・環境リスクの程度に見合う申請コストが課される合理的な制度が実現しており、効率性も十分考慮されている。

下位目標 3：化学物質の審査・規制等

- ・新規化学物質については、受益者たる製造・輸入事業者により、毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。
- ・既存化学物質については、これまで国において安全性点検を行ってきたが、環境省では文献調査を行い、化学物質審査規制法共管省では費用と時間を要する毒性試験等を実施するという分担により効率化を図ってきた。

<目標に対する総合的な評価>

ダイオキシン類については排出削減目標、環境基準達成率、一日摂取量の観点からの目標の達成状況は概ね良好である。

農薬及びその他の化学物質については、法に基づく規制等を着実に実施するとともに、制度改正を行うことにより生態系保全を視野に入れた対策が可能となり、今後の制度の具体化に備えているところであり、目標の達成に向けて大きな前進があった。

以上から、環境リスクの管理全体としても、目標に対する達成状況は概ね良好と評価できる。

今後の課題

下位目標 1：ダイオキシン類対策

ダイオキシン法に基づく削減計画に掲げたダイオキシン類の排出総量に係る削減目標の達成状況を確認するとともに、これまでの取組の検証を行い、以下の事項を含む今後の対策のあり方について検証が必要である。

- ・ダイオキシン類問題及び対策に関する正しい理解の普及啓発
- ・臭素系ダイオキシン類に係る健康影響及び対策
- ・汚染土壌処理対策、汚染底質対策の強化
- ・低濃度における影響についてのさらなる科学的知見の集積
- ・生物検定法等の簡易測定法の検討

下位目標 2：農薬の環境リスク対策

- ・農薬は生理活性を有する化学物質であり、農取法に基づく上市前評価を行

うとともに当該措置の検証及び使用規制を引き続き図っていく必要があるが、最新の科学的知見を当該施策に取り入れていく取組が必要となっている。

- ・特に、水産動植物に係る登録保留基準の見直しについては、1年後の施行に向け、円滑に取組が進展しているが、陸域を含む生態系全般に対する農薬のリスクを評価し管理する手法が未開発となっている。
- ・特定農薬の客観的な評価に必要な「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価指針」が平成15年度に策定されたが、個別資材の薬効・安全性評価に着手されていない。
- ・「農薬使用者が遵守すべき基準」について食の安全の観点のみならず環境リスク削減の観点から充実していく取組が必要となっている。
- ・農薬の飛散による人健康被害防止の観点からのリスク評価及び管理手法や、最新の知見に基づく既登録農薬を再評価するシステムが不十分といった重要な課題がある。
- ・未だに評価手法が確立していない内分泌かく乱化学物質について、人の健康のみならず生態への影響も含めた内分泌かく乱作用評価手法の検討、POPs（残留性有機汚染物質）廃農薬等の円滑な処理、農薬の環境中残留状況及び動態の把握、微生物・天敵農薬の環境リスク評価手法の充実、農薬に関するリスクコミュニケーションの推進が課題である。

下位目標3：化学物質の審査・規制等

化学物質審査規制法の一部改正法の施行を踏まえ、動植物への影響に着目した化学物質の審査・規制体制の着実な運用を図ることが必要である。

- ・動植物への影響に着目した新規化学物質の審査
- ・官民連携による既存化学物質の安全性点検の実施
- ・審査の特例を適用した新規化学物質に係る事後監視の徹底
- ・生態毒性試験の適切な精度管理
- ・化学物質審査規制法データベースの構築と活用

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>ダイオキシン類については、すでに削減計画における目標達成期限（平成14年度末）が到来しているため、これまでの取組を検証し、今後の取組について検討を行う必要がある。農薬及びその他の化学物質については、新制度の実施に向け、以下のとおり必要な事項に取り組む。</p> <p>下位目標2：農薬の環境リスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産動植物に係る基準の設定に向けた取組の進捗は順調であるが、生態系全般に対する農薬のリスク評価及び管理手法の検討についても取り組むことが必要である。</li> </ul>

- ・ 特定農薬指定のため、個別の資材の評価に必要な薬効及び安全性データの収集等に引き続き取り組むことが必要である。
- ・ 農薬による人健康被害防止の観点から、食品・水経由の曝露のみならず、飛散した農薬の大気経由のリスク評価及び管理手法の開発に向けた取組に着手するとともに、最新の知見に基づく既登録農薬の再評価に取り組むことが必要である。
- ・ その他、内分泌かく乱作用に係る評価を考慮した農薬リスク管理手法の検討、過去に埋設され、形状等不均一なPOPs廃農薬の環境保全上適切な処理に引き続き万全を期すことが必要である。

下位目標3：化学物質の審査・規制等

化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制等の取組強化を図る必要がある。

- ・ 生態毒性の不明な既存化学物質・既審査物質に係る安全性点検の計画的実施
- ・ 化学構造式等からの生態毒性簡易推定手法の開発
- ・ 試験困難物質に係る生態毒性試験法・評価法の確立

【別紙】

事務事業シート

施策名	I - 7 - ( 2 ) 環境リスクの管理	
施策共通の 主な政策手段等		
事務事業名 ( 関連下位目標番号 )	事業の概要	主な政策手段等
ダイオキシン類対策 ( 下位目標 1 )	・ダイオキシン類対策を総合的に進めるための、地方公共団体への支援、各種の調査研究等の実施。	・ダイオキシン類対策特別措置法  ・ダイオキシン類対策費 ( 6 8 , 3 5 1 百万円 )
農薬の環境リスク対策 ( 下位目標 2 )	・農薬取締法に基づく登録保留基準について最新の科学的知見を踏まえての拡充の検討。 ・農薬の登録保留基準の妥当性の検証、使用規制の企画立案のため残留実態調査及び水生生物影響実態把握調査等の実施。 ・内分泌かく乱作用の観点から農薬の安全性を確認し、国民の健康被害の未然防止に寄与するために必要な調査の実施。 ・POPs 廃農薬の無害化処理技術等の検討、農薬の陸域生態系影響評価技術の検討等に必要調査の実施。	・農薬取締法  ・農薬登録保留基準設定費 ( 3 1 百万円 ) ・農薬残留対策調査費 ( 1 2 4 百万円 ) ・環境汚染等健康影響基礎調査費 ( 1 2 0 百万円 )  ・農薬対策調査研究費 ( 1 4 9 百万円 )
化学物質の審査・規制等 ( 下位目標 3 )	・化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質の審査を行うとともに、既存化学物質の点検の実施。 ・生態系の保全を視野に入れた化学物質の審査・規制制度の導入。	・化学物質審査規制法  ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費 ( 1 2 8 百万円 )

